

# 第118回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 (持ち回り開催)

日 時：令和4年9月21日（水）

## 議題

1. 本県の現状について
2. 本県における今後の対応について

# 香川県の現状

【7/15～ 感染拡大防止対策期（レベル2）】

直近1週間の 累積新規感染者数		先週1週間の 累積新規感染者数	
9月20日現在	9月19日現在	9月20日現在	9月19日現在
4201人	4405人	5435人	5469人

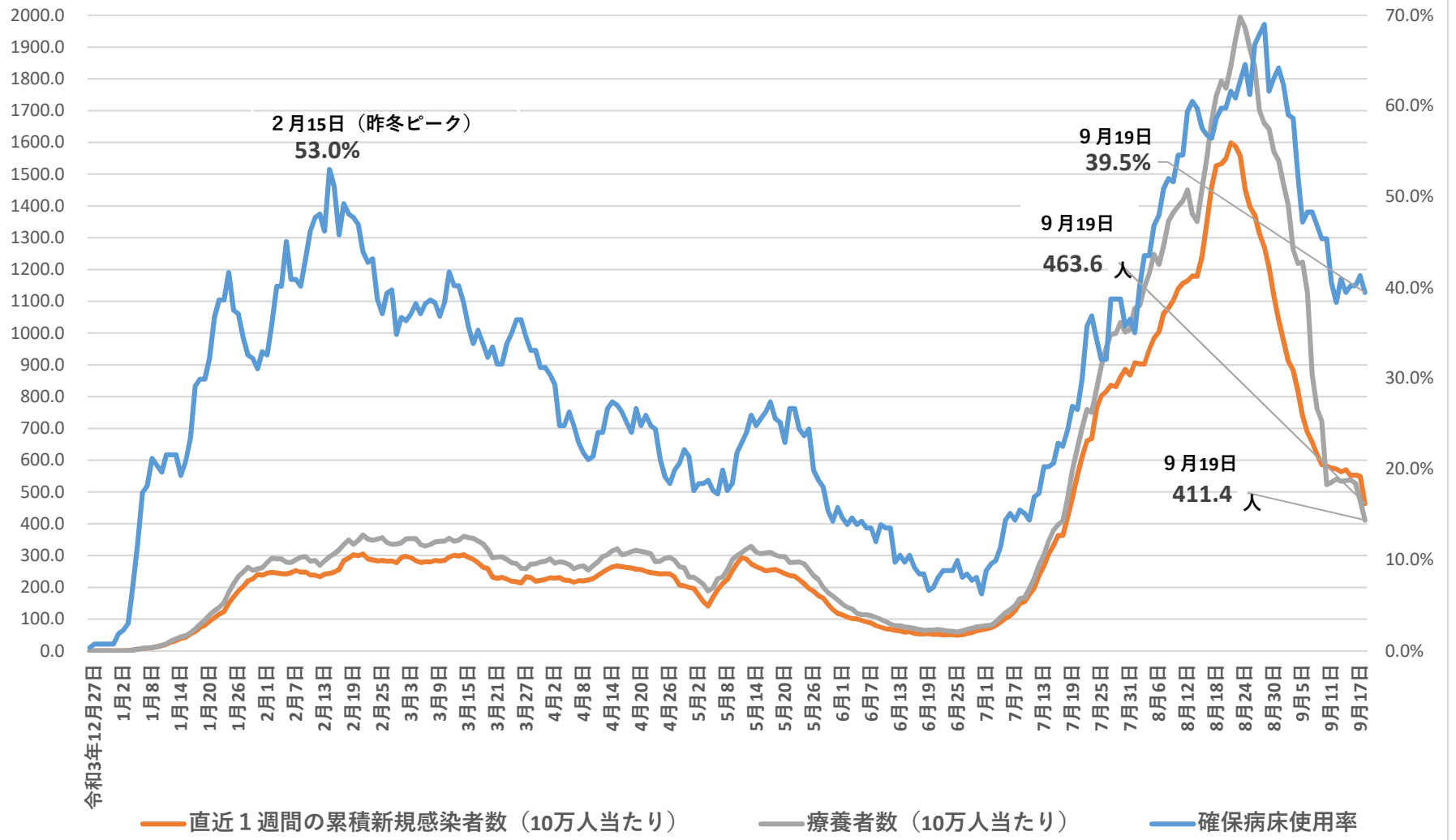
9月 累積新規感染者数		8月 累積新規感染者数
9月20日現在	9月19日現在	
15360人	14565人	52757人

指 標	9月20日現在	9月19日現在
① 確保病床使用率	<b>34.3%</b> <入院患者93人／病床271床>	<b>39.5%</b> <入院患者107人／病床271床>
② 重症確保病床使用率	<b>6.7%</b> <重症者数2人／病床30床>	<b>6.7%</b> <重症者数2人／病床30床>

感染拡大防止対策期	緊急事態対策期
レベル2	レベル3
20%以上	50%以上
20%以上	50%以上

参 考 指 標	10万人当たり	10万人当たり
	○ 療養者数（対人口10万人）	<b>409.7人</b> <3893人 [入院128人、宿泊療養等3765人]>
○ 直近1週間の累積新規感染者数 （対人口10万人）	<b>442.1人</b> <直近1週間(9/14～9/20) 4201人>	<b>463.6人</b> <直近1週間(9/13～9/19) 4405人>

直近 1 週間の累積新規感染者数（10万人当たり）と療養者数（10万人当たり）、  
確保病床使用率の関係：R3.12.27～R4.9.19



## < 県民の皆さまへのメッセージ >

知事から「感染拡大防止対策期」における県民の皆さまへのお願い  
～ 感染拡大を止めるには 一人ひとりの意識が要（かなめ）～

### 感染状況と感染拡大防止対策期の延長について

現下の本県の感染状況は、8月中旬のピーク時と比較すると大きく減少しており、医療提供体制についても、確保病床使用率が50%を安定的に下回って推移するなど一定の改善が見られる状況にあることから、「B A. 5 対策強化宣言」は、9月25日をもって終了します。

一方で、現行の「感染拡大防止対策期」については、確保病床使用率が20%以上の状態が続いていることから、10月16日まで延長することとし、県民の皆さまには、「感染拡大を止めるには 一人ひとりの意識が要（かなめ）」ということをし、引き続き、意識していただき、基本的な感染対策や感染リスクを低減させる適切な対策の徹底をお願いします。

### 全数届出の見直しに伴うお願いについて

全数届出の見直しに伴い、発生届の対象外となる若い軽症者等の方には、病状急変時等に備えて、自ら陽性者登録を行い、健康管理をお願いします。

### ワクチン接種について

ワクチン接種については、特に、60歳以上の方や基礎疾患があるなど重症化リスクの高い方、医療従事者や高齢者施設等の従事者は、4回目接種の対象となっており、各市町において接種が開始されていますので、ご検討をお願いします。

さらに、若年層の方にも追加接種の積極的な検討をお願いします。

### 無料検査について

感染の不安を感じた場合は、県民の皆さまを対象とした無料検査を10月末まで延長しますので、積極的にご利用ください。

### 感染リスクを減らす取組みについて

重症化リスクの高いご高齢の方や基礎疾患のある方には、いつも会う人と少人数で会うようお願いいたします。

また、こうした方と会われる方には、事前にワクチン接種（3回目接種）か、無料検査などによる陰性確認を行うなど、感染リスクを減らす取組みの徹底をお願いします。

### 事業者の皆さまへのお願いについて

事業者の皆さまには、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進などによる人と人との接触の低減、ドアノブ、手すりなど共用部分すべての消毒の徹底、発熱やのどの痛みなど普段と少しでも違う症状がある従業員の出勤抑制などについて、引き続き、ご協力をお願いします。

### 「NO コロナハラメント」について

新型コロナウイルス感染症の患者さんやそのご家族、治療にあたっておられる医療従事者やそのご家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありません。

ワクチン接種についても、強制ではなく、ご本人が納得した上でご判断いただくもので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしてはいけません。引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけてください。

### 結びに

一日も早く日常生活や社会経済活動を回復できるよう、国、各市町とも連携し、感染拡大の抑止とともに、保健医療提供体制の確保を通じて、県民の皆さまの健康や暮らしを守れるよう全力で取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

令和4年9月21日

香川県知事 池田 豊人

# 香川県からのお願い



## 感染拡大を止めるには 一人ひとりの意識が<sup>かなめ</sup>要



- 三つの密の回避や人と人との距離の確保、エアコン使用時も換気、不織布マスクの着用
- 手洗いや手指消毒、共用部分の消毒
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛して
- 帰省や旅行は、感染防止策を徹底、感染リスクの高い行動を控えて
- 発熱・のどの違和感は通勤・通学、外出等を控えて
- かがわ安心飲食認証店などを利用、会話時はマスクを着用

大切なご家族や友人、仲間に感染させないためにも  
ご協力をお願いします。

香川県内の感染症情報は、  
右記ホームページを  
ご覧ください。



**感染拡大防止対策期における  
対策について  
(7月15日～10月16日)**

**令和4年9月21日**

**香 川 県**

# 1 県民への協力要請 ① (法第24条第9項)

- 「新しい生活様式」の定着に向け、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止策を徹底するよう協力要請

※ エアコン使用時も、定期的に窓を開けたり換気扇を使用して効果的な換気

【別添1】 (省略) : 気をつけていただきたいこと

【別添2】 (省略) : 屋外・屋内でのマスク着用及び子どものマスク着用について

【別添3】 (省略) : 効果的な換気についてのポイント

- 外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動するよう協力要請
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛するよう協力要請
- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう協力要請
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力要請
- 感染した際の自宅療養に備えて、食料品や衛生用品等を備蓄するよう協力要請
- 感染に不安を感じる無症状者に、ワクチン接種者を含めて検査を受けるよう協力要請

# 1 県民への協力要請 ② (法第24条第9項)

- 重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前にワクチン接種（3回目接種）か、無料検査などによる陰性確認を行うよう協力要請
- 発生届の対象外の方に、陽性者登録を行うよう協力要請
- 医療機関でのルールを守ることや、診療時間内に受診するよう協力要請  
※特に休日や夜間では、症状が軽い場合は、翌日に受診するなどの協力をお願いします。  
※夜間に救急外来の受診等に迷う場合は、救急電話相談を活用してください。  
(一般向け救急電話相談：#7899 小児救急電話相談：#8000)
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控え、「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力要請
- 会食や飲み会をする際には、大声を出さないことや「マスク会食」や座席間隔の確保、換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避け、会食は2時間以内とするよう協力要請  
(「かがわ安心飲食認証店」を利用する場合を除く)
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用するよう協力要請

**【別添4】(省略)：業種別ガイドライン**



## 2 事業者への協力要請 ① (法第24条第9項)

- 業種別ガイドライン等を遵守するよう協力要請
  - 【別添4】(再掲)：業種別ガイドライン
- 県が策定した適切な感染防止策に基づき、感染防止策の徹底を図るよう協力要請
  - 【別添5】(省略)：今後における適切な感染防止策
  - 【別添6】(省略)：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」
- 感染防止策を徹底していることを示す様式を掲示するよう協力要請
  - 【別添7】(省略)：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- エアロゾルの吸入を防止するため、施設・事業所内の換気を徹底するよう協力要請
- 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証制度」の認証をとるよう協力要請
- 在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを推進するよう協力要請
- 感染者・濃厚接触者となった従業員に、休暇取得や勤務再開に当たって、医療機関や保健所が発行する証明書の提出を求めないよう協力要請
- 保健所の調査に協力するよう協力要請

## 2 事業者への協力要請 ② (法第24条第9項)

- 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請（「かがわ安心飲食認証店」を除く）
- クラスタ発生等の事態に備え、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続計画（BCP）を再確認（未策定の場合は、早急に策定）するよう協力要請

## 3 イベント等の開催 (法第24条第9項)

- イベント等の開催については、国の基本的対処方針やイベント等の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、規模要件等に沿って開催するよう協力要請  
また、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づき、効果的な換気を含め、必要な感染防止策を講じるよう協力要請
- イベント関連施設の管理者においては、イベント開催時、参加者に対して、基本的な感染対策の徹底の呼びかけを行うよう協力要請
- イベント等に参加する際は、その前後においても感染リスクの高い行動を控えるよう協力要請

**【別添8】：イベント等の開催に係る留意事項**

## 4 県有施設等における対応

- 効果的な換気を含め、適切な感染防止策の徹底を図り、開園・開館
- 県主催の行事・イベントについても、効果的な換気を含め、適切な感染防止策の徹底を図った上で実施

## 5 県の対応

- 児童福祉施設等、高齢者施設等、医療機関、事業所などのクラスター防止対策を進める。
- 学校における感染防止対策を進める。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により接触機会の低減に取り組む。
- オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を講じる。

県の対策期		(1) 感染予防対策期	(2) 感染警戒対策期	(3) 感染拡大防止対策期	(4) 緊急事態対策期	(5) 非常事態対策期
国のレベル分類		レベル0 感染者ゼロレベル	レベル1 維持すべきレベル	レベル2 警戒を強化すべきレベル	レベル3 対策を強化すべきレベル	レベル4 避けたいレベル
県内の感染状況		新規感染者数ゼロを維持できている状況	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	新規感染者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断される状況	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができていない状況
移行基準	医療提供体制	①確保病床使用率 ②重症確保病床使用率	医療提供体制、感染状況を見て総合的に判断	20%以上 20%以上	50%以上 50%以上	医療提供体制、感染状況を見て総合的に判断
	○ 感染拡大時における各対策期への移行に当たっては、①、②のいずれかの指標の数値が各対策期の基準値を上回った場合、総合的に判断。感染急拡大時には、移行基準より早めの移行を検討 ○ 感染下降局面における各対策期への移行に当たっては、①、②の両方の指標の数値が各対策期の基準値を2週間程度継続して安定的に下回った場合、総合的に判断 ○ 「直近1週間の累積新規感染者数（人口10万人当たり）」は、参考指標として数値を公表					
対応方針	共通事項	「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」など基本的な感染防止策の徹底				
	県民への要請等	<b>【法に基づかない協力依頼又は法24⑨による要請】</b> ①帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は「三つの密」の回避等、基本的な感染防止策を徹底 ②緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は、極力控える（ワクチン・検査パッケージ制度（VTP）の適用者または対象者全員検査の受検者を除く） ③外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動 ④発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控える ⑤業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用	<b>【法24⑨による要請】</b> ・(1)(2)の対策の徹底  <b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> <b>【法24⑨又は法31の6②による要請】</b> ・(1)(2)③④⑤の対策の徹底に加え、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛の要請を検討 ・不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控えるよう要請することを検討（VTPの適用者または対象者全員検査の受検者を除く） ・時短要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう要請することを検討	<b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様  <b>「緊急事態措置区域」となった場合</b> <b>【法24⑨又は法45①による要請】</b> ・(1)(2)③④⑤対策の徹底に加え、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛の要請を検討 ・不要不急の帰省や旅行等都道府県間の移動は極力控えるよう要請することを検討（VTPの適用者または対象者全員検査の受検者を除く） ・路上・公園における集団での飲酒等、感染リスクが高い行動の自粛の要請を検討 ・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請・時短要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えるよう要請することを検討		
	事業者への要請等	<b>【法に基づかない協力依頼又は法24⑨による要請】</b> ・業種別ガイドラインの遵守 ・飲食店における「かがわ安心飲食店認証制度」の認証を取得 ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みの推進を働きかけ	<b>【法24⑨による要請】</b> ・(1)(2)の対策の徹底 ・感染拡大の傾向が見られる場合、飲食店に対する時短要請を検討  <b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> <b>【法24⑨又は法31の6①等による要請】</b> ・(1)(2)の対策の強力な推進に加え、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により出勤者数削減の取組みの推進の働きかけを検討 ・「まん延防止等重点措置」として、飲食店に対する時短要請を検討	<b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様  <b>「緊急事態措置区域」となった場合</b> <b>【法24⑨又は法45②等による要請】</b> ・(1)(2)の対策の強力な推進に加え、出勤者数の削減目標を定め、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等の取組みの推進の働きかけを検討 ・「緊急事態措置」として、飲食店に対する時短要請等を検討		
	イベント等の開催	<b>【法に基づかない協力依頼又は法24⑨による要請】</b> ・国の基本的対処方針やイベント開催に係る留意事項等を踏まえて設定する、規模要件等に沿って開催 ・業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策の実践	<b>【法24⑨による要請】</b> ・(1)(2)の対策の徹底  <b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> <b>【法24⑨又は法31の6①による要請】</b> ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「まん延防止等重点措置」として、国の方針等を踏まえて設定する規模要件等に沿った開催の要請を検討	<b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様  <b>「緊急事態措置区域」となった場合</b> <b>【法24⑨又は法45②による要請】</b> ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「緊急事態措置」として、国の方針等を踏まえて設定する規模要件等に沿った開催の要請を検討		
	県有施設等における対応	適切な感染防止策を講じた上で開館	・(1)(2)の対策の徹底  <b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「まん延防止等重点措置」として時短や休館等を検討	<b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様  <b>「緊急事態措置区域」となった場合</b> ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「緊急事態措置」として時短や休館等を検討		
○各対策期における措置の実施の要否に当たっては、医療提供体制、感染状況等を総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定 ○他の都道府県において国の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発出された場合は、基本的対処方針や対象区域における対策等を踏まえ、本県の対応を検討						

# 療養の考え方の転換・全数届出の見直しについて

○ オミクロン株の特性を踏まえ、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、全国一律で感染症法に基づく医師の届出（発生届）の対象を65歳以上の方、入院を要する方などの4類型に限定。

（※それ以外の方は発生届の対象外。自ら陽性者登録センターにWEBで登録）

○ 感染症法に基づく医師の届出（発生届）の対象

9月25日まで	9月26日以降～
・陽性と診断された者 (全員)	・65歳以上の者
	・入院を要する者
	・重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者 又は 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たな酸素投与が必要な者
	・妊婦

### (参考) 主な重症化のリスク因子

- ・65歳以上の高齢者
- ・悪性腫瘍
- ・慢性呼吸器疾患 (COPD)
- ・慢性腎臓病
- ・糖尿病
- ・高血圧
- ・脂質異常症
- ・心血管疾患
- ・脳血管疾患
- ・肥満 (BMI30以上)
- ・喫煙
- ・固形臓器移植後の免疫不全
- ・妊娠後半期
- ・免疫抑制・調整薬の使用
- ・HIV感染症



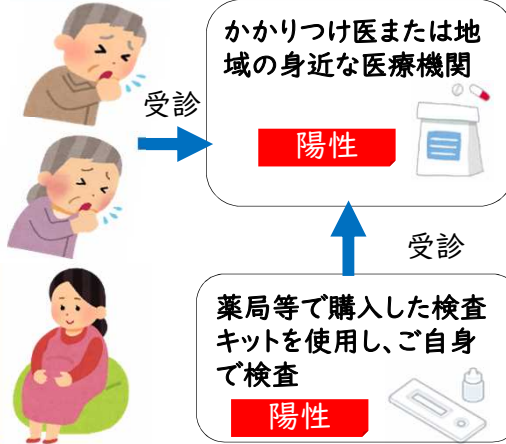
# 新たな「健康相談コールセンター」について

～ 新型コロナウイルス感染症の検査で陽性になったら（9月26日以降）～

## 従来どおり

### 発生届対象

- ✓ 65歳以上の方
- ✓ 入院が必要な方
- ✓ コロナ治療薬や酸素投与が必要な方
- ✓ 妊婦



医療機関から

発生届



これまでどおり、保健所から連絡し、療養方針をお伝えします  
療養期間中、健康観察を行います  
体調の変化など心配なときは、連絡してください

- 香川県東讃保健所 0879-29-8266
- 香川県小豆保健所 0879-62-1373
- 香川県中讃保健所 0877-24-9962
- 香川県西讃保健所 0875-25-2052
- 高松市保健所 087-839-2870

※夜間は、「健康相談コールセンター（下記）」までお問い合わせください。

## 変更点

### 発生届対象外

- ✓ 上記以外の方



相談

健康相談コールセンター



ご連絡先: 0570-087-550

- 一般相談  
一般的な健康相談
- 受診相談  
発熱等の症状のある方の相談

**新**・陽性者登録に関する案内

**新**・医師による電話等診療  
(休日・夜間のみ)

※急激な発熱や疾患等が発生し、医師等の判断が必要な場合

- ・平日（日中）：かかりつけ医又は診療・検査医療機関等
- ・休日・夜間：健康相談コールセンター（※電話等診療）

※10月末まで延長

# 自宅待機期間の考え方について

～ 新型コロナウイルス感染症の陽性になった方へ～



## 自宅待機期間の考え方 (令和4年9月7日から適用)

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
 自宅療養者 宿泊施設療養者	症状のある方	発症日	不要不急の外出自粛 (発症日を0日目として7日間)							療養解除	検温など自主的な感染予防行動の徹底		
	症状のない方	検体採取日	不要不急の外出自粛 (検体採取日を0日目として7日間)							療養解除			
			不要不急の外出自粛				抗原検査キット陰性	療養解除	検温など自主的な感染予防行動の徹底				

### 療養中の過ごし方

- ✓ 原則、外出は自粛してください。
- ✓ 症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、生活必需品の買い出しなど必要最低限の外出は可能です。ただし、自主的な感染予防対策を徹底してください。

### 救急相談先

- ✓ 救急車を呼んだほうが良いかどうか迷った場合
  - ・ 一般向け救急電話相談 : 「#7899」
  - ・ 子どもさんの急な病気などへの対応 : 「#8000」

### 療養解除後の注意点

- 療養が解除になっても、症状がある方は**10日間**、症状がない場合は**7日間**が経過するまでは、感染リスクがあります。
- ✓ 検温など自身による健康状態の確認
- ✓ 高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不急不要の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること
- ✓ マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

# かがわ安心飲食店認証基準の改正

資料 2 - 5

## 【改正の趣旨】

飲食店における第三者認証制度については、国が示す「感染症予防対策に係る認証の基準(案)」を基本としつつ、それぞれの都道府県において、基準項目を設定している。

この度、国において、有識者の意見等を踏まえて、基準(案)の見直しが行われたことを受け、本県の認証基準について、換気のために空気の流れを阻害しないことや熱中症対策の観点等から改正を行うもの。

## 【変更点】

- レジ等での会計時における透明ビニールカーテン等の遮蔽物の設置を不要とする。
- 従業員に対し、常に着用を求めていたマスクについて、厚生労働省の示す「正しいマスクの着用」を参考に適切な着用を徹底するよう改める。
- その他、飲食店における感染対策に関し、国において有識者の意見等を踏まえた改正。

## 【適用時期】

令和4年10月1日(土)



# かがわ安心飲食店認証基準(改正後)

- 全申請者必須項目 34項目
- アピール項目(★) 1項目
- 接待を伴う飲食店 追加必須項目 10項目
- カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食店 追加必須項目 5項目

※「接待を伴う飲食店」及び「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食店」においては、本認証基準のほか、それぞれの業種に応じたチェックリストにも記載をお願いします。

## 記入方法

- ・□にチェックを入れるか、塗りつぶしてください。
- ・○は択一式です(該当する方にチェックを入れるか塗りつぶしてください)。

1. 来店者への感染予防	
(1) 入店・注文・支払	
1	(入口での消毒) <input type="checkbox"/> 店内入口に消毒設備を設置し、入場時に必ず、従業員が来店者に呼びかけ、手指消毒を実施する。 (消毒設備の内容) <input type="checkbox"/> ポンプ式アルコール消毒液 <input type="checkbox"/> その他( )
2	(順番待ち等の対人距離) <input type="checkbox"/> 順番待ち等により列が発生する場合は、マスクを着用し、できるだけ1mの来店者同士の対人距離を確保すること及び大声での会話を控えるよう声掛け・表示などを行う。 (具体的な方法) <input type="checkbox"/> 足下誘導シールの使用 <input type="checkbox"/> 注意喚起の案内表示 <input type="checkbox"/> 従業員による声掛け <input type="checkbox"/> その他( )
3	(レジでの感染予防対策) <input type="checkbox"/> レジ等での支払い時に感染対策を行っている。 (支払い時の感染対策の具体的な方法) <input type="checkbox"/> キャッシュレス決済の導入 <input type="checkbox"/> コイントレイを介した金銭の受け渡し(受付ごとに消毒を実施) <input type="checkbox"/> その他( )
4	(利用者の発熱等) <input type="checkbox"/> 発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある者は入場しないように表示する。
5	(注意喚起) <input type="checkbox"/> 以下のような注意喚起を全て行っている。 ◎飲食時以外のマスクの着用 ◎定期的な手洗い・手指消毒 ◎咳エチケットの徹底
6	(エレベーター(自社で管理しているエレベーター)) <input type="radio"/> エレベーターあり <input type="radio"/> エレベーターなし ※「エレベーターあり」と回答した方は、次の項目もチェックしてください。 <input type="checkbox"/> エレベーターの利用人数制限を行っている。 (具体的な方法) <input type="checkbox"/> 重量センサーの調整による制限 <input type="checkbox"/> 足下誘導シールの使用 <input type="checkbox"/> 注意喚起の案内表示 <input type="checkbox"/> その他( )
7	(送迎車(お客様送迎用)) <input type="radio"/> 送迎車あり <input type="radio"/> 送迎車なし ※「送迎車あり」と回答した方は、次の項目もチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 乗車人数制限等を行っており、送迎車の運転席と後部座席をアクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽している。

## (2) 食事・店内利用

(異なるグループ間のテーブルの配置)

- 異なるグループ間の対人距離の確保を行っている。

(具体的な方法)

- 8  グループごとの個室で対応している。  
[次のいずれかを満たしていること]  
 グループ間が、相互に対人距離を1m以上確保できるように配置している。  
 テーブル間をパーティション等(目を覆う程度の高さ以上のものを目安)で遮蔽している。

(同一グループのテーブル席の配置)

- テーブル席あり  テーブル席なし

※「テーブル席あり」と回答した方は、次の項目もチェックしてください。

- グループ内の対人距離の確保を行っている。

※少人数の家族、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が対面での着座を希望する場合を除く。

- 9 (具体的な方法)  
[次のいずれかを満たしていること]  
 真正面での着座配置をせず、座席の間隔を1m以上確保できるように配置している。  
 テーブル上にパーティション等(目を覆う程度の高さ以上のものを目安。配置は正面及び隣席との間)を設置して遮蔽している。

(カウンターテーブル席の配置)

- カウンター席あり  カウンター席なし

※「カウンター席あり」と回答した方は、次の項目もチェックしてください。

- 対人距離の確保を行っている。

- 10 (具体的な方法)  
[次のいずれかを満たしていること]  
 カウンターテーブルの席間を1m以上確保している。  
 カウンターテーブル上にパーティション等(目を覆う程度の高さ以上のものを目安)を設置して遮蔽している。

(テーブルがない(ベンチのみ等)場合の席の配置)

- テーブルがない席あり  テーブルがない席なし

※「テーブルがない席あり」と回答した方は、次の項目もチェックしてください。

- 対人距離の確保を行っている。

- 11 (具体的な方法)  
[次のいずれかを満たしていること]  
 席間を1m以上確保している。  
 パーティション等(目を覆う程度の高さ以上のものを目安)を設置して遮蔽している。

(密集の防止)

- 同時に多数の人が集まらないような工夫をしている。

- 12 (具体的な方法)  
 予約制の活用  滞在時間の制限(2時間程度を目安)  
 その他( )

(大皿料理への対応)

- 大皿での提供において対策を行っている。

- 13 (具体的な方法)  
 個別に提供している。  従業員が取り分けている。  
 その他( )

(ビュッフェスタイル(セルフ形式)への対応)

- ビュッフェスタイル(セルフ形式)での提供をしている。

- ビュッフェスタイル(セルフ形式)での提供はしていない。

※「ビュッフェスタイル(セルフ形式)での提供をしている」と回答した方は、次の項目もチェックしてください。

- ビュッフェスタイル(セルフ形式)での提供において対策を行っている。

(具体的な方法)

[次のいずれかを満たしていること]

- 14  利用者の取り分け時の対策(※)を徹底している。  
 小皿に盛って提供している。  
 従業員が取り分けている

※利用者の取り分け時の対策として以下の全てを実施していること。

◎一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用する。

◎飛沫がかからないようにカバーを設置するなど食品・ドリンクを保護する。

◎取り分け時はマスクを着用する。

◎取り分け用のトングや箸を共有としない。共有とする場合は、手指の消毒を徹底するか、頻繁に消毒又は交換をするか、店舗の用意する使い捨て手袋の着用を促す。なお、使い捨て手袋を使用する際は、使用後の手袋を適切に廃棄し、使い回しを行わないようにする。

	(卓上の共用品) <input type="checkbox"/> 卓上の共用調味料、ポット等について対策を行っている。
15	(具体的な方法) <input type="checkbox"/> 共用のものは設置せず個別に提供している。 <input type="checkbox"/> 定期的（客入れ替え時又は繁忙時間帯前後等）に消毒している。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	(注意喚起) <input type="checkbox"/> 以下のような注意喚起を全て行っている。
16	◎お酌や回し飲み、スプーンや箸などの食器の共有や使い回しを避ける。
17	◎店内BGMの音量を低減させ、大声での会話を避ける。
	(個室での対応) <input type="radio"/> 個室がある <input type="radio"/> 個室は該当しない
18	※「個室がある」と回答した方は、次の項目もチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 個室を使用する場合は、常時換気（換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり）を行う。
	(トイレの使用法) <input type="checkbox"/> 以下のような注意喚起を行っている。
19	◎トイレ使用後は、手洗いや手指消毒を実施する。
	(喫煙スペース) <input type="radio"/> 喫煙スペースあり <input type="radio"/> 喫煙スペースなし
20	※「喫煙スペースあり」と回答した方は、次の項目もチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 喫煙スペースの利用制限を行い、人と人との距離を保つなどにより、3つの密を避けるよう要請している。
<b>2. 従業員の感染症予防</b>	
	(マスクの着用等) <input type="checkbox"/> 次の事項を遵守している。
21	◎適切なマスクの正しい着用を徹底する。 ◎大声での会話を避ける。 ◎ユニフォームを当日業務終了後など定期的に洗濯をする。 ※マスク着用の考え方等については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。
	(検温・体調確認) <input type="checkbox"/> 業務開始前に検温・体調確認を行い、発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤しないよう呼びかける。
22	
	(就業制限) <input type="checkbox"/> 感染した、もしくは感染疑いのある従業員が出勤しないよう徹底する。
23	
	(定期的な手指消毒等) <input type="checkbox"/> 定期的にかつ就業開始時や他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、トイレ使用後に、手指消毒や手洗いを実施している。
24	
	(接客対応（カウンター越しの接客対応を含む）) <input type="checkbox"/> 利用者からの注文の受付や料理提供にあたっては、利用者の正面に立たないように注意し、対人距離を確保している。
25	
	(休憩スペース) <input type="radio"/> 従業員用の休憩スペースがある <input type="radio"/> 従業員用の休憩スペースはない。
26	※「休憩スペースがある」と回答した方は、次の項目もチェックしてください。 <input type="checkbox"/> マスクを着用し、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。 また、常時換気（換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり）を行い、共用する物品を定期的に消毒している。

### 3. 施設・設備の衛生管理の徹底

(適切な換気)

建築物衛生法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）の対象の施設か。

- 対象施設である       対象施設ではない

建築物衛生法の**対象施設**である場合

- 法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしているか確認し、満たされていない場合は、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。

建築物衛生の**対象外施設**である場合

- 適切な換気を行っている。

27

(具体的な方法)

[次のいずれかを満たしていること]

- 換気設備により必要換気量（一人あたり毎時30m<sup>3</sup>）を確保している。  
必要換気量が足りない場合は、入店者数を調整して一人あたりの換気量を確保するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
- 窓の開放による換気を行うため、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、窓とドアを開ける。窓がない場合は、ドアを開けて、機器等により空気の入れ替えを行う）するなどして十分な換気を行っている。  
また、換気のため窓やドアを開放している旨利用者に周知し、協力を要請する。

28

(湿度)

- 湿度40%以上70%以下を目安として、適度に加湿する。

29

(共用タオルの禁止)

- 共用のタオルを禁止し、ペーパータオルを設置するか、または個人のタオル等の使用を促す。

30

(定期的な清拭消毒)

- 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を、利用者の入替時など定期的に清拭消毒している。

<飲食業で他人と共用し接触が多い部位>

テーブル、椅子、メニューブック、調味料、ドリンクバー、ドアノブ、電気のスイッチ、タッチパネル、卓上ベル、レジ、蛇口、手すり、便座、洗浄レバー、コイントレイ、券売機、エレベーターのボタン、パーティションなど

(具体的な消毒方法)

- 消毒用エタノール       次亜塩素酸ナトリウム       界面活性剤含有の洗浄剤
- その他 ( )

31

(ゴミの処理)

- ゴミの回収時等に次の事項を遵守している。

- ◎ゴミを回収する者はマスクや手袋を着用し、作業後、必ず手を洗う。  
◎食品残さ、鼻水、唾液などが付着した可能性のあるゴミ等は、ビニール袋に密閉して処理する。

### 4. チェックリストの作成・公表

32

- 施設のリスク評価を行ったうえで、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の空け方などを定めたチェックリストを作成し、毎日のチェックリストの確認について公表している。

### 5. 感染者発生に備えた対処方針

(従業員又は利用者の感染が判明した場合の対応)

- 施設の従業員又は利用者の感染が判明した場合、以下の対応を行う。

33

- ◎保健所の指示・調査等がなされた際は、必要な対応・協力を行う。  
◎当該施設において感染拡大防止策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。

(従業員への周知)

34

- 感染疑い時などに検査を受けた際は、結果が判明するまで出勤を控えることなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を従業員に周知する。

(★アピール項目)

35

- ★ 認証の必須要件ではありませんが、事業者の自主的な取組としてアピールできる事項です。  
各店舗において実施されている対策を御記入ください。  
具体的な取組内容 ( )

(注) 業種別ガイドラインが見直された場合などに認証基準を見直すことがあります。

「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その5）」（令和4年1月25日事務連絡）を各都道府県知事宛て通知したところですが、有識者の意見等を踏まえて、「感染症予防対策に係る認証の基準（案）（別添1）」の見直し等を行いましたので、改定版の事務連絡を通知します。

参考通知

事務連絡  
令和4年9月8日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長  
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
農林水産省大臣官房審議官

飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について  
（改定その6）

飲食店における感染防止対策の徹底強化を図るため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和4年9月8日変更）（以下、「基本的対処方針」という。）において、実効性ある第三者認証制度（※1）の普及と第三者認証を取得した飲食店（以下「認証店」という。）の拡大に努めるものとされています。

また、ワクチン・検査パッケージ制度（※2）を原則として、当面適用しないこととし、認証店において、対象者全員検査（※3）を実施した場合に制限緩和をする（ただし、まん延防止等重点措置区域、又はその他の地域（緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の地域をいう。以下同じ。）において感染拡大の傾向が見られる場合においては、都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、制限緩和をすることも可能とする。）との方向性が示されています。

各都道府県においては、本事務連絡を踏まえ、対応をお願いします。

（※1）飲食店に対する第三者認証制度とは、以下の①～④の4項目を大きな柱として都道府県知事が責任をもって実施する認証制度です。

- ① 専門家等の知見も踏まえた感染症対策基準及びその確認方法を規定
- ② 認証を希望する飲食店からの求めに応じて、一軒一軒個別訪問し遵守状況を適切に確認・指導（現地調査を行う主体は、都道府県職員に限らず、認証の質が担保されるのであれば、都道府県から外部委託を受けた者でも可）
- ③ 認証基準を満たす店のみを認証
- ④ 遵守状況をデータベース化して公表し、認証後も飲食店の再調査などを実施することにより質を担保

（※2）基本的対処方針において、別途定めたワクチン・検査パッケージ制度のことをいう。以下同じ。

ワクチン・検査パッケージ制度の趣旨等については、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日）等を参照されたい。

2 頁以降 略

※同一イベントにおける「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の取扱いの見直しに伴い、別添 8、別紙 1、別紙 2、別紙 4を変更しています。

令和 4 年 9 月 21 日

イベント等の開催に係る留意事項について  
(イベント等に関する協力要請 (法第 24 条第 9 項))

イベント等の開催に係る留意事項について、国の事務連絡等を踏まえ、取扱いを改めるもの。

1 適用期間

令和 4 年 9 月 26 日 (月) から

2 イベント等の開催制限

	収容率 ※	人数上限 ※
大声なし	100%以内 (収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔)	5,000人又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方
大声あり	50%以内 (収容定員がない場合は、十分な人との間隔(最低 1 m))	

※ 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。

- 「大声あり」のイベントにいう「大声」とは、観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することをいい、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」のイベントに該当するものとする。
- 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50% (大声あり)、100% (大声なし) とする。
- なお、基本的に「大声あり」のイベントについては、感染防止安全計画の対象外であるが、同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合は、感染防止安全計画の対象となる。

3 チェックリストの作成・公表

イベント主催者等は、イベントを開催しようとする場合、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック方式で確認する「チェックリスト」を作成のうえ、ホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管することとする。

ただし、上記2の人数上限を収容定員まで緩和し、イベント(大声なし(※))を開催する場合は、「感染防止安全計画」を策定する。その際、チェックリストの作成は不要とする。

(※) 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合も含まれる。

#### 4 感染防止安全計画の策定・提出

##### (1) 対象

大声なし(※)の5,000人超かつ収容率50%超のイベント

※ 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合も含む。

- 参加者を事前に把握できない場合は、イベント主催者等が想定する参加予定人数が5,000人超の時、収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔で開催したい時、原則、安全計画策定の対象とする。

##### (2) 内容

「感染防止安全計画」を策定し、4週間前までに県に提出して確認を受けた場合、人数上限は収容定員までとする。イベント終了後、1か月以内を目途に、イベント結果報告フォームを提出する。

##### (3) 提出窓口

香川県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

メールアドレス：kenkosomu@pref.kagawa.lg.jp

電話番号：087-832-3335

住所：香川県高松市番町4丁目1番10号 健康福祉部健康福祉総務課

#### 5 留意事項

別添8：イベント等の開催に係る留意事項

別紙1：チェックリスト

別紙2：感染防止安全計画

別紙3：イベント結果報告フォーム

省略

別紙4：イベント開催等における必要な感染防止策

#### (参考) 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 通知

「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和4年9月8日付け事務連絡)

「イベント開催等における感染防止安全計画等について(改定その7)」(令和4年9月8日付け事務連絡)

## イベント等の開催に係る留意事項

### 【イベント等の開催制限】

	収容率 ※1	人数上限 ※1
大声なし	100%以内 ※2	5,000人または収容定員50%以内のいずれか大きい方 (感染防止安全計画を策定し、県の確認を受けた場合は収容定員まで)
大声あり	50%以内 ※3	

※1 収容率と人数上限で、どちらか小さい方を限度とする。

※2 収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を空ける。

※3 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（最低1m）を空ける。

(注) 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50%（大声あり）、100%（大声なし）とする。

### 【チェックリストの作成・公表】

- イベント主催者等は、イベントを開催しようとする場合、感染防止策等を記載した「チェックリスト」を作成し、ホームページ等で公表してください。【省略】別紙1・参考資料（別紙4、別紙5）
- 県にチェックリストを提出する必要はありませんが、イベント終了日から1年間保管してください。
- 感染防止安全計画を策定する場合は、チェックリストを作成する必要はありません。

### 【感染防止安全計画の策定・提出】

- 人数上限を緩和して、大声なし（※）の5,000人超かつ収容率50%超のイベントを開催する場合は、「感染防止安全計画」を策定し、4週間前までに県に提出して確認を受けてください。

【省略】別紙2・参考資料（別紙4、別紙5）

※ 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合も含む。

- イベント終了後、1か月以内を目途に、イベント結果報告フォームを提出してください。【省略】別紙3



# イベント開催時のチェックリスト

別紙 1

【第3版 令和4年9月21日公開 香川県】

<b>開催概要</b>	本項目では、チェックリストを記入する前に、イベントの情報をご登録ください。	
イベント名	(開催案内等のURLがあれば記載)	
出演者・チーム等		
開催日時	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分 (複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧ご提出ください。)	
開催会場		
会場所在地		
主催者		
主催者所在地		
主催者連絡先	(電話番号)	(メールアドレス)
収容率 (上限)  いずれかを 選択	<b>大声なしで開催</b>	
	<input type="checkbox"/> ①収容定員あり 100%	<input type="checkbox"/> ②収容定員なし 人と人が触れ合わない程度の間隔
	<b>大声ありで開催</b>	
	<input type="checkbox"/> ③収容定員あり 50%	<input type="checkbox"/> ④収容定員なし 十分な人と人との間隔(最低1m)
<b>「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催</b>		
<input type="checkbox"/> ⑤収容定員あり 大声なしのエリア：100% 大声ありのエリア：50%	<input type="checkbox"/> ⑥収容定員なし 大声なしのエリア： 人と人が触れ合わない程度の間隔 大声ありのエリア： 十分な人と人との間隔(最低1m)	
収容定員	〇〇,〇〇〇人 (注)	—
参加人数	〇〇,〇〇〇人 (注)	
その他特記事項	(大声なしの場合は、大声なしと判断した理由や、大声を伴わないことを担保する具体的な対策を記載ください。)	

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当することと整理する。

(注) 収容率(上限)において、⑤を選択した場合は、「大声あり」と「大声なし」のエリアの区分ごとの収容定員・参加人数を記載すること。

# 感染防止策チェックリスト

【第3版 令和4年9月21日公開 香川県】

## 基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

## 1. イベント参加者の感染対策

### (1) 感染経路に応じた感染対策

#### ① 飛沫感染対策

- 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保

（※）大声の定義を「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」とする。

「大声あり」、「大声なし」のエリアを区分して開催する場合、上記対策に加えて、

- 大声なしエリア・大声ありエリアの明確な区分があり、それぞれにおける、イベント参加者間の適切な距離の確保
- 大声なしエリアにおける、大声を防止するための対策の実施

#### ② エアロゾル 感染対策

- 機械換気による常時換気又は窓開け換気
- 適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】
- イベント会場(客席、入退場口やトイレ等の共用部)におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

#### ③ 接触感染対策

- イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

# 感染防止策チェックリスト

【第3版 令和4年9月21日公開 香川県】

## 基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

### 1. イベント参加者の感染対策 (2) その他の感染対策

#### ④ 飲食時の 感染対策

- 前項（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等）の徹底の周知

#### ⑤ イベント前の 感染対策

- 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ

#### ⑥ 感染拡大対策

- イベントで感染者が発生した際の参加者への注意喚起

### 2. 出演者やスタッフの感染対策

#### ⑦ 出演者や スタッフの 感染対策

- 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における前項（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施
- 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施

※ 提出時には、イベントのチラシや計画書等（既存資料）、参考とした業種別ガイドライン等も添付してください。

別紙 2

# 感染防止安全計画

## 1. 開催概要

※「感染防止策チェックリスト」の開催概要の添付でも可

イベント名	(開催案内等のURLがあれば記載)	
出演者・チーム等	(多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。)	
開催日時	令和 年 月 日 ( 時 分 ~ 時 分) ※複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。	
開催会場	(会場のURL等があれば記載)	
会場所在地		
主催者		
所在地		
連絡先	(電話番号、メールアドレス)	
収容率 (上限) いずれかを選択 択	<b>大声なしで開催</b>	
	<input type="checkbox"/> ①収容定員あり 100%	<input type="checkbox"/> ②収容定員なし 人と人が触れ合わない程度の間隔
	<b>「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催</b>	
	<input type="checkbox"/> ③収容定員あり 大声なしのエリア:100% 大声ありのエリア:50%	<input type="checkbox"/> ④収容定員なし 大声なしのエリア: 人と人が触れ合わない程度の間隔 大声ありのエリア: 十分な人と人との間隔(最低 1 m)
収容定員	〇〇,〇〇〇人 (注)	—
参加人数	〇〇,〇〇〇人 (注)	
対象者全員 検査の実施	<input type="checkbox"/> 緊急事態措置区域: 人数上限 10,000 人を収容定員まで緩和	
その他 特記事項		

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当するものとする。

(注) 収容率(上限)において、③を選択した場合は、「大声あり」と「大声なし」のエリアの区分ごとの収容定員・参加人数を記載すること。

## 2. 具体的な対策

### 1. イベント参加者の感染対策

#### (1) 感染経路に応じた感染対策

##### ①飛沫感染対策

#### <チェック項目>

□ 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底

□ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保

（「大声あり」、「大声なし」のエリアを区分して開催する場合、上記対策に加えて、）

□ 大声なしエリア・大声ありエリアの明確な区分があり、それぞれにおける、イベント参加者間の適切な距離の確保

□ 大声なしエリアにおける、大声を防止するための対策の実施

#### <具体的な対策>

<記載項目（例）>（※）対策の例であり、必須の取組ではないことに留意すること

- マスクを着用しない者や大声を出す者（大声なしの場合）に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施
  - マスクを着用しない者や繰り返し大声を発する観客（大声なしの場合）の退場措置の事前準備・周知（チケット購入時の約款に明記等）
  - 応援自粛に係るファンクラブ等との事前調整
  - 警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底
- 入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導
- 密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導

















3～4は、該当する場合のみ記載してください。

### 3. 対象者全員検査の実施に関する実施計画

※緊急事態措置の発令時に、人数上限を超えて、収容率100%での開催をしようとする場合に記載

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年1月7日変更）における「対象者に対する全員検査」の取扱いについて」（令和4年1月7日付け事務連絡）等を確認の上、下記の項目について、実施の有無をチェックしてください。

実施を予定している検査の内容について具体的に記載してください。

（記載欄）

「検査結果」の確認方法について具体的に記載してください。

（記載欄）

抗原定性検査を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱」（令和3年11月19日付け事務連絡）に従い、適切に実施している。

その他の事項についても、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」に従い、適切に実施している。

### 4. 専門家との調整状況

※専門家の事前確認を受けた場合に記載

助言を受けた専門家：（所属）  
（氏名）

主な助言内容：

基本的な感染防止策

具体的な対策例  
※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること

1. イベント参加者の感染対策

(1) 感染経路に応じた感染対策

①飛沫感染対策

- 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底
  - \* 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保
  - \* 大声を伴わない場合は、人と人とが触れ合わない間隔。その際、主催者や出演者等から参加者等に対して大声を出さないことを適切に周知すること。大声を伴う可能性がある場合は、前後左右の座席との身体的距離の確保（座席間は1席（座席がない場合は最低1m）空ける）
  - \* 大声を「観客等が、㊦通常よりも大きな声量で、㊧反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。

- マスクを着用しない者や大声を出す者（大声なしの場合）に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施
  - ・（大声なしの場合）主催者や出演者等から参加者等に対する「大声を出さないこと」の適切な周知
  - ・ マスクを着用しない者や繰り返し大声を発する観客（大声なしの場合）の退場措置の事前準備・周知（チケット購入時の約款に明記等）
  - ・ 応援自粛に係るファンクラブ等との事前調整
  - ・ 警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底
- 入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導
- 密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導

「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、上記対策に加えて、

- 大声なしエリア・大声ありエリアの明確な区分があり、それぞれにおける、イベント参加者間の適切な距離の確保
- 大声なしエリアにおける、大声を防止するための対策の実施

- チケット販売時等におけるエリア区分に関する周知・徹底
  - ・ イベントごとの声出し応援のルール等の周知・徹底
  - ・ 座席指定などエリアごとにチケットを分けて販売
- 主催者及び出演者等からのアナウンスや警備員の配置等による、大声なしエリアにおける応援自粛の呼びかけ、及び大声を出す者がいた場合の個別注意や退場の徹底

<p style="text-align: center;"><b>基本的な感染防止策</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>具体的な対策例</b> ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること</p>
<p><b>(1) 感染経路に応じた感染対策</b></p> <p><b>②エアロゾル感染対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 機械換気による常時換気又は窓開け換気                     <ul style="list-style-type: none"> <li>* 必要な換気量（一人当たり換気量30m<sup>3</sup>/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的）</li> <li>* 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け</li> <li>* 機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は40-70%</li> <li>* 屋外開催は除く</li> </ul> </li> <li>□ 適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】</li> <li>□ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各施設の設備に応じた換気                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気</li> <li>・ 二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施</li> <li>・ 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス</li> </ul> </li> <li>○ マスクの着用及び距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照</li> </ul>
<p><b>③接触感染策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施</li> <li>□ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施</li> <li>○ アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ</li> <li>○ 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照</li> </ul>
<p><b>(2) その他の感染対策</b></p> <p><b>④飲食時の感染対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 上記（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等）の徹底の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ</li> <li>○ 飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨</li> <li>○ 飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保、マスクを外して会話を行う者への個別注意等）</li> </ul>

<p>基本的な感染防止策</p>	<p>具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること</p>
<p>(2) その他の感染防止策</p> <p>⑤ イベント前の感染対策 □ 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ</p> <p>⑥ 感染拡大対策 □ イベントで感染者が発生した際の参加者への注意喚起</p>	<p>○ 体制構築の上、検温・検査の実施</p> <p>○ 発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備</p> <p>○ 感染者が発生した旨の参加者への迅速な周知</p> <p>○ COCOAや各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）等による来場者情報の把握・管理手法の確立（アプリ等の確実なダウンロードや来場者情報を把握するための具体的な措置の検討）</p> <p>○ チケット購入時の参加者の連絡先把握</p>
<p>2. 出演者やスタッフの感染対策</p>	
<p>⑦ 出演者やスタッフの感染対策 □ 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施</p> <p>□ 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施</p>	<p>○ 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康アプリの活用等による健康管理</li> <li>・ 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施</li> <li>・ 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える</li> <li>・ 練習時やその前後の活動等における適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等</li> </ul> <p>○ 本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策（舞台上等でのマスク着用の有無などに応じた適切な距離の確保、換気、飲食を伴う際の適切な感染対策等）の実施</p> <p>○ ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知</p>



本日、基本的対処方針が一部変更されたこと等を踏まえ、7月15日事務連絡について、同一イベントにおける「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の取扱い等の一部見直しを行いましたので、改定版の事務連絡を通知します。

事務連絡  
令和4年9月8日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、  
施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和4年9月8日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が一部変更されたこと等を踏まえ、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等を示す。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙1、イベント開催等における必要な感染防止策は別紙2、感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフローは別紙3、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策については別紙4、効果的な換気のポイントについては別紙5のとおり。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合があることにも留意されたい。

記

1. イベントの開催制限

(1) 特定都道府県

ア. イベントの開催制限の目安等

(ア) 基本的対処方針三(5)1)等に基づき、イベント開催の目安を以下のとおりとする。特定都道府県は、以下を目安とする規模要件等を設定し、それに基づいたイベント(開催される施設等の種類を問

事務連絡  
令和4年9月8日

各都道府県知事 殿  
各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その7）

令和4年9月8日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が一部変更され、「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和4年9月8日事務連絡）において、同一イベントにおける「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の取扱い等をお示ししたところである。

各都道府県並びに各府省庁においては、基本的対処方針及び本事務連絡等を踏まえ、対応をお願いしたい。

なお、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、イベント開催時に必要な感染防止策の項目等について変更があり得ることに留意されたい。

1. 安全計画について

（1）概要（別紙1を参照）

参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント（※1、2、3）を対象に、イベント開催時に必要な感染防止策の各項目を着実に実施するため、イベントごとにイベント主催者等が具体的な感染防止策を検討・記載し、各都道府県がその内容の確認及び必要な助言等を行うことにより、感染防止策の実効性を担保するもの。

安全計画を策定しないイベントについては、引き続き、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック形式で確認するチェックリストをイベント主催者等がHP等で公表し、イベント終了日から1年間保管することとする。

（※1）緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域である都道府県においては5,000人超のイベント。

（※2）参加者を事前に把握できない場合は、イベント主催者等が想定する参加予定人数が5,000人超の時、収容定員が設定されていない場合は、人と人とが触れ合わない程度の間隔で開催したい時、原則、安全計画策定の対象とする。

**感染拡大防止**

**対策期**

**(7月15日～10月16日)**